

平成30年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成30年1月定例教育委員会付議議案 目次

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (教職員（小・中学校）の内申について)	1
第1号議案	臼杵市公民館条例の一部改正について	2
第2号議案	臼杵市体育施設条例の一部改正について	4
第3号議案	臼杵市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例 に関する規則の一部改正について	5
第4号議案	臼杵市学校管理規則の一部改正について	6
第5号議案	臼杵市いじめ防止基本方針（案）	別冊

第1号議案

臼杵市公民館条例の一部改正について

臼杵市公民館条例（平成17年臼杵市条例第202号）の一部改正について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成30年1月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

臼杵市公民館条例の一部改正について（案）

臼杵市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市公民館条例の一部を改正する条例

第1条　臼杵市公民館条例（平成17年臼杵市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2　前項の規定によるものほか、臼杵市コミュニティセンター条例（平成18年臼杵市条例第5号）及び臼杵市防災拠点施設・市浜地区コミュニティセンター条例（平成27年臼杵市条例第25号）の規定による施設は、地区公民館とみなす。

別表第1の2の表臼杵市南津留地区公民館の項中「臼杵市大字搔懐1412番」を「臼杵市大字搔懐27番1」に改める。

第2条　臼杵市公民館条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。

第6条第2号の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。

別表第1の2の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

理 由

南津留地区の総合的な市民活動の拠点として、南津留地区コミュニティセンターが設置されることに伴い、上記条例の一部改正が必要なため提出する。

第2号議案

臼杵市体育施設条例の一部改正について

臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部改正について議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成30年1月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

臼杵市体育施設条例の一部改正について（案）

臼杵市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市体育施設条例の一部を改正する条例

臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表第1深江地域体育館の項及び深江地域グラウンドの項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

深江地域体育館及び深江地域グラウンドを廃止することとしたいので提出する。

第3号議案

臼杵市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

臼杵市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第15号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成30年1月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

臼杵市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第15号）の一部を次のように定める。

題名を次のように改める。

臼杵市立学校職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

第1条中「第2条第4号の規定に基づき、臼杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の任命に係る職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の」を「第3条の規定により読み替えて適用される県費負担教職員の職務に専念する義務について、同条例第2条第4号の規定に基づく」に改める。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 運転免許証の更新手続きをする場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

臼杵市立学校職員の職務に専念する義務の特例を一部明確化する必要があるため。

第4号議案

臼杵市立学校管理規則の一部改正について

臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成30年 月 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校管理規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 校長は、教育上必要があると認めるとときは、あらかじめ休業日授業実施承認申請書（様式第1号）により教育委員会へ申請し、その承認を得て、前項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第8条第4項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同条第5項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に、次の1様式を加える。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 白杵市教育委員会

白杵市立 学校
校長氏名

休業日授業実施承認申請書

下記の期日において、休業日に授業を実施したいので、白杵市立学校管理規則第4条第2項の規定により申請します。

記

1. 期 日

2. 添付書類

授業計画書

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

休業日に授業を行う授業日を認める必要があるため。